

告
示

埼玉県告示第七十一号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った成果の調査を行った認識	令和七年一月	西平二地区（大字西平の一部）	地籍簿一冊	令和四年度地籍図四十三枚	令和五年度地籍簿一冊	ときがわ町
-------------------	--------	----------------	-------	--------------	------------	-------